(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみ及び資源物について、ごみ減量・資源 化に協力する住民自治組織(以下「自治会等」という。)に対し、交付金を交付す ることについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年規則第5号)に定めるもの のほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 この要綱における交付金の交付対象事業及び交付額は、別表第1に定めると おりとする。

(申請手続)

- 第3条 交付金の交付を受けようとする自治会等の代表者(以下「申請者」という。)は、厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付金の交付等)

- 第4条 市長は、前条の規定による交付金の交付申請があったときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認めたものについて、交付金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、交付金の交付に条件を付することができる。
- 2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに交付金交付 決定通知書(第2号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する通知を行った後、交付金の交付決定を受けた申請者から の適法な請求書に基づき交付金を交付するものとする。

(実績報告)

- 第5条 交付金の交付を受けた申請者は、交付金に係る事業が完了した日から30日以内に厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 厚木市資源分別回収協力金交付要綱(平成21年10月1日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

交付対象事業	(1)循環型社会の形成に関する事業(2)集積所運営管理に関する事業(3)資源物持ち去りに関する監視事業(4)その他ごみ減量・資源化を推進するための事業			
交 付 額	交付金の額は、会計年度において、予算の範囲内で次のとおり 算出した額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数 を切り捨てた額)とする。 算出方法 別表第2に定める各自治会等の該当する係数 × 当該年度予算額			

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金算出係数一覧

係数 0.0154 0.0045

0.0050

0.0025 0.0030 0.0023 0.0043 0.0018 0.0035 0.0048 0.0044 0.0010 0.0006 0.0020

0.0069 0.0019 0.0043

0.0039 0.0042 0.0045

0.0061 0.0042 0.0029 0.0052

自治会	係数	自治会	係数	自治会	係数	自治会
厚木北地区		睦合西地区	Constitution of	アメニティヒル本厚木		森の里4丁目
松 枝	0.0098	及川第1	0.0021	南毛利地区		森の里5丁目
元 町		及川第2		戸室1丁目	0.0077	相川地
東町		及川第3		戸室2丁目		岡田第1
天王町		及川団地	0.0030	戸室3丁目		岡田第2
大手北	0.0053		0.0050	戸室4丁目	0.0051	
大手南	0.0038		0.0064	戸室5丁目南		岡田第4
大手西	0.0163			戸室5丁目北		酒井宿
弁 天	0.0040		0.0063	戸室小田急住宅		酒井新宿
仲町北	0.0023		0.0045	恩名1丁目		上戸田
西仲	0.0240			みらい文化川本		中戸田
吾妻町 厚木南地区	0.0073			恩名2丁目 恩名3丁目		下戸田 沖戸田
仲町南	0.0020	丸打		恩名4丁目		戸田下沖
幸町	0.0020			恩名5丁目		下津古久
泉町		峰柄沢		温水第1		上落合
旭町1丁目	0.0043	芸 土		温水第2	0.0020	上海口 E 辺
旭町2丁目	0.0072	直己	0.0017	温水第3		厚木リバーサイド
旭町3丁目第1	0.0057			高坪第1	0.0041	
旭町3丁目第2		まつかげ台		高坪第2		緑ヶ丘1丁目
旭町4丁目	0.0044			浅間山第1		緑ヶ丘2丁目
旭町5丁目	0.0117			浅間山第2	0.0034	緑ヶ丘3丁目
南町	0.0063			エステ・スクエア本厚木	0.0077	緑ヶ丘4丁目
ひばり	0.0028	東		ネオステージ本厚木		王子2丁目
厚木岡田団地	0.0060		0.0026	愛名第1		王子3丁目
依知北地区		馬場		愛名第2	0.0027	奥原地区
上依知上町	0.0069	本 郷		愛名第3	0.0026	
上依知中町	0.0034	公所		上長谷	0.0046	
上依知下町	0.0039	枡 割		長谷清水	0.0077	,
藤塚団地	0.0153			谷戸長谷	0.0058	
猿ヶ島	0.0011		0.0097	中長谷	0.0061	
新開		鳶尾1丁目	0.0066	下長谷	0.0048	
山ノ根		鳶尾2丁目	0.0031	グリーンハイツ愛名	0.0013	
中平		とびお24街区		毛利台ハイツ	0.0053	
小平	0.0040	鳶尾2丁目25街区		毛利台1丁目	0.0054	
山際団地		鳶尾3丁目 鳶尾3丁目2街区		毛利台2丁目	0.0061	
下川入第1下川入第2		黨尾4丁目	0.0025	毛利台3丁目 南毛利南地區	0.0085	
下川入第3		鳶尾5丁目	0.0058	业 子	0.0056	
依知南地区		みはる野	0.0036	上愛甲	0.0098	
関口	0.0071	小鮎地区	200	坊中	0.0039	- 11
長坂	0.0078		0.0041	坊中第2	0.0041	
中依知	0.0076	千頭上	0.0016	宿愛甲	0.0081	90.0
下依知		千頭中下	0.0029	片平	0.0030	
金田上部	0.0066	南千頭		愛甲原	0.0032	
金田中部	0.0045	古松台		コープ野村	0.0054	
金田東部	0.0036	日枝上		愛甲宮前	0.0041	
本厚木スカイハイツ	0.0073	日枝下	0.0034	パークハイツ本厚木	0.0025	
睦合北地区		日枝辻		サングレイス愛甲石田	0.0014	
棚沢	0.0044		0.0024		0.001.0	
上三田	0.0046		0.0011	岡津古久	0.0010	1
中三田第1	0.0041			岩田・竹の内・町屋	0.0013	
中三田第2	0.0074			川野·桂木	0.0006	1 10
根 岸 十日市場		小金原	0.0030	中屋·榎田·椚山	0.0009	1
三田宿舎		駒ヶ原		上村・神明前	0.0024	
— 睦合南地区	0.0012	本厚木ハイデンス		久保屋敷·日向川一部	0.0008	
田園	0.0090			大畑·日向川一部	0.0001	
白根		籏月見台		馬場·滝·深田·原	0.0013	
中村		矢崎·市道·野竹沢		門口·大竹	0.0017	
瀬戸睦		仲通り南谷戸	0.0014		0.0008	
反 田	0.0038	打越		観音·谷戸	0.0010	
そりだハイツ		下古沢上分		中沢·川久保	0.0008	
木売場	0.0068	下古沢中分		上谷戸·峰岸	0.0008	
市場		下古沢下分		大沢・横畑・足ヶ久保	0.0009	
三家		宮の里中央	0.0042			
妻田第1		宮の里第1住宅		森の里1丁目	0.0104	
三家南		宮の里第2		森の里2丁目	0.0122	
妻田中央	0.0049	宮の里東	0.0025	森の里3丁目	0.0130	

(宛先) 厚木市長	è	所在地		年	月	E
		所在地				
		所在地				
		•				
		団体名				
		代表者				
年	接交付金の交付を	を受けたいので、 予算額	次のとおり申請	うします。		円
1 申請	青金額	係数				
		申請額				円
2 添作	書類	□ 事業計画書 □ 収支予算書				

事業計画書

月	計画事業 NO 記入欄
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10 月	
11 月	
12 月	
1月	
2月	
3月	
摘要	

※該当する計画事業のナンバーを左欄に御記入ください。

NO	計画事業内容			
1	集積所管理運営			
2	集積所補修			
3	パトロールの実施			
4	分別指導			
5	啓発物品、備品等の購入			
6	清掃活動			
7	研修視察の実施			
8	パンフレット作成・配布			
9	そ の 他			

収支予算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	摘 要
交付金		
合 計		

支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	摘 要
合 計		

	厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金交付決定通知書					
			年	月	日	
		様				
		厚木市長			印	
万	年 定したので通知	月 日付けで申請のあった交付金については します。	は、次ℓ	りとお	が決	
1	事業の名称					
2	交付金交付 決 定 金 額					
3	交付条件	(1) この交付金は、 年度厚木市ごみ 進のために交付するものであり、要綱第2 対象事業外への使用はしないこと。 (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を(3) 不正な方法により交付金の交付を受けた合には、交付金交付の決定が取り消され、の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (4) 交付事業が完了したときは、30日以内に化・資源化推進交付金実績報告書(第3号書及び収支決算書を添えて市長に提出する。 (5) 交付時期 年 月	条 を こ交き に様 と付る 厚式	定するこれのでででいる。	る と 。 場金 よ 量	

厚木市ごみ減量化・資源化推進交付金実績報告書					
(宛先) 厚木市長		年	月	日	
	所在地 団体名 代表者				
	資源化推進交付金交付要綱第5条の 実績報告をします。	規定に基~	づき、ど	欠 の	
1 交付金額			円		
2 添付書類	□ 事業報告書 □ 収支決算書				

事業報告書

月	実施事業 NO 記入欄
	人加西 宋 110 旧人内阁
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10 月	
11 月	
12 月	
1月	
2月	
3月	
摘要	

※該当する実施事業のナンバーを左欄に御記入ください。

NO	実施事業内容
1	集積所管理運営
2	集積所補修
3	パトロールの実施
4	分別指導
5	啓発物品、備品等の購入
6	清掃活動
7	研修視察の実施
8	パンフレット作成・配布
9	その他 ()

収支決算書

収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増減 (△)	摘要
交付金				
合 計				

支出の部 (単位:円)

区	分	予	算	額	決	算	額	増減(△)	摘	要
合	計									